

■普通徴収とする場合は「普通徴収(個人納付)への切替理由書」の提出をお願いします

平成26年度から、山梨県の全市町村において、住民税の特別徴収の完全実施を行っております。これにより、一定の理由がない限り普通徴収(個人納付)は選択できません。普通徴収(個人納付)とする場合は給与支払報告書を提出の際「普通徴収(個人納付)への切替理由書」の提出と給与支払報告書に切替理由の記入が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■普通徴収(個人納付)への切替理由書【見本】

普通徴収(個人納付)への切替理由書		指定番号(8桁)	事業所名
-------------------	--	----------	------

項目	切替理由(下記6項目以外の理由は不可)	人数
普A	総受給者数(専従者・乙欄・退職者を除いた合計)が2名以下	人
普B	他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者	人
普C	毎月の給与が少なく、税額が引けない	人
普D	給与の支払期間が不定期(例:給与の支払いが毎月ではない)	人
普E	普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)	人
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)	人
普通徴収(個人納付)する方の合計人数		人

●重要
1. 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず項目(普A~普F)を記入してください。
2. 摘要欄に項目の記入がない場合は、特別徴収の取り扱いとなります。

前職分の給与を含んでいる場合は、その支払者・支払額等を摘要欄に必ず記入してください。

事業所名を記入してください。甲府市の指定番号をお持ちの場合は指定番号も記入してください。

普通徴収(個人納付)とする場合は、項目普A~普Fの人数欄に人数を記入してください。

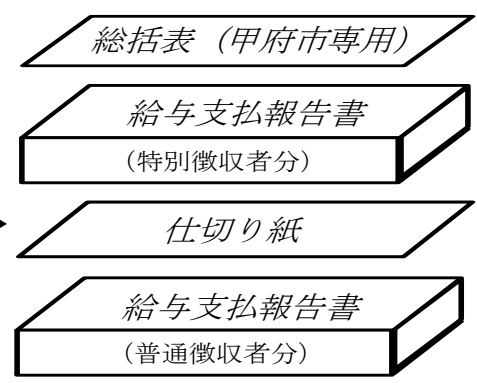
普通徴収(個人納付)とする方の合計人数と、提出される「給与支払報告書」の枚数が一致するかご確認ください。

普通徴収(個人納付)とする場合は、給与支払報告書の摘要欄に「普F」等のように記入してください。

<給与支払報告書(個人別明細書) 抜粋>

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
内 円	円	円	円
(摘要)			
○ 普 F ○			

<提出時のご案内>
仕切り紙は普通徴収(個人納付)とする方の給与支払報告書(個人別明細書)の上につけて提出してください。(特別徴収のみの場合は不要です)



仕切り紙については、徴収方法の違いが分かるように付箋紙等により区別してください。なお、一般用の総括表をご利用の場合は、普通徴収への切替理由書を仕切り紙としてご使用ください。

■切替理由書についての注意点

切替理由書の提出がない場合や給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に記載がない場合は特別徴収の取扱いとなりますのでご注意ください。

- 切替理由について
 - ・項目「普A」の総受給者数は、甲府市以外の市区町村にお住まいの方も含めて数えます。給与の支払いが3名以上ある事業所の場合(専従者・乙欄・退職者は除く)は項目「普A」の該当とはなりません。
 - ・従業員が2ヶ所以上で働いており、他の事業所が主な勤務先の場合は項目「普B」の該当となります。
 - ・休職者(予定者を含む)や死亡者については、項目「普F」に人数を記入してください。
- 項目「普A~普F」にあてはまらない次のような場合は普通徴収(個人納付)とすることはできません
 - ・従業員の個人的な希望
 - ・パート、アルバイト従業員という理由
 - ・事務の増加や経理担当者がいない など
- eLTAX又は光ディスク等で提出する場合
 - eLTAX又は光ディスク等で提出される場合は「普通徴収への切替理由書」の添付を省略することができます。ただし、普通徴収として扱うものについては「普通徴収」欄にチェックを入力して頂くとともに、切替理由書の該当の項目を摘要欄に必ず記入してください。

★お問合せ先
甲府市役所(代表) (055)237-1161
市民税課(直通) (055)237-5398 FAX (055)228-2787
★eLTAX(エルタックス)の利用手続きのお問い合わせ先
一般社団法人地方税電子化協議会 TEL(0570)081459
ホームページ <http://www.eltax.jp/>

コピーしてご使用ください。甲府市のホームページからもダウンロードできます。

普通徴収(個人納付)への切替理由書		指定番号(8桁)	事業所名
-------------------	--	----------	------

項目	切替理由(下記6項目以外の理由は不可)	人数
普A	総受給者数(専従者・乙欄・退職者を除いた合計)が2名以下	人
普B	他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者	人
普C	毎月の給与が少なく、税額が引けない	人
普D	給与の支払期間が不定期(例:給与の支払いが毎月ではない)	人
普E	普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)	人
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)	人
普通徴収(個人納付)する方の合計人数		人

●重要
1. 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず項目(普A~普F)を記入してください。
2. 摘要欄に項目の記入がない場合は、特別徴収の取り扱いとなります。

前職分の給与を含んでいる場合は、その支払者・支払額等を摘要欄に必ず記入してください。